



顧問弁護士 からの メッセージ



ブレイクモア法律事務所
弁護士
平野 高志 氏

(下記は弁護士平野高志が協会向けに配布しているニュースレターを再編集したものである)

コストの価格転嫁 について

ご存じのとおり、原材料費等のコストの価格転嫁は政府全体の取り組みであって、2022年度から、公取・内閣官房と経済産業省が同じテーマで、実態調査、実態に対する対応が行われてきています。いずれも官邸主導の動きと言われています。最近公取から注意喚起書を受け取ったお客さんからのお問い合わせが増えています。経済産業省もニュースになりましたね。

経済産業省の動きは、価格交渉の促進の観点から、大手の会社200社くらいの会社についてその取引相手からのアンケート回答要請、ヒアリングによる調査を行い、そのうち10社以上の中小企業から主要な取引先とされた会社について、価格交渉をきちんと行っているかの成績を発表します。この調査は中小企業と価格交渉を積極的にやっているかについての実態調査が主ですが、評価が芳しくない発注企業の経営者トップへの事業所管大臣名での指導・助言がでる可能性があります。

公取の動きは、もう少し深刻です。2022年は受注者調査を行い「あそこは値上げしてくれない」という会社が1社でもいた発注者等について調査を行い、その結果問題がある可能性がある会社(2022年は4000社)に注意喚起書を発行し、さらに問題が多い会社300社強に個別調査を行ったうえで、悪質だとされる会社名13社を公表しました。この会社名の公表は調査が終わったあとから突然行ったので批判が集まりましたが、公

取はやり方を変える気はないようです。

2023年は、最初に発注者・受注者同時にアンケート調査を行い、価格転嫁の必要性を明示的に協議することなく取引価格を据え置いているとして受注者から名前の挙がった発注者等3,064名に対し、コスト上昇分の価格転嫁が適切に行われているかなどについて、発注者の立場での回答を求める調査票を発送しました。その後300社くらいに立入調査も行っています。

悪質な場合、企業名公表も

2023年の特徴は2022年に注意喚起書を受け取った会社は上記とは別に調査票を送付しフォローアップ調査を行っていることです。そして全体を整理して12月に書面調査の結果、独占禁止法Q&Aに該当する行為が認められた合計8,175名の発注者(第1回書面調査及び第2回書面調査計6,920名、注意喚起対象4,030名フォローアップ調査1,255名)に対し、優越的地位の濫用の未然防止の観点から、具体的な懸念事項を明示した注意喚起文書を発送しています。今後悪質(苦情の多い)会社の会社名が公表されます。公表される会社は立入調査を受けていると思います。

公取の調査は独占禁止法の色合いが強

く、優越的地位の濫用の話がされます。しかし個別調査に入っていないもの(注意喚起書があるものを含む)は優越的地位の認定はされておらず、優越的地位が認められれば違法の可能性があるという注意喚起です。「優越的地位があると、なかなか値上げは言い出せないだろう。だから「言ってこないからOK」とは言い切れず、定期的に協議しないとだめ」と言っています。そうした意味で注意喚起書だけで大変なことが起こるわけではありません。

しかしながら、注意喚起書を受けた会社は次の年もフォローアップの調査を受けなければなりません。政府の価格転嫁の圧力は続きます。したがって、その後個別調査に進み、会社名の公表、会社トップに対する指導、遵守についての取締役会の決議の要求、違法調査に進む可能性があります。

したがって、今回の事態について経営陣まで事態を認識させて、指針を認識したうえで誠実に対応することについての体制を作ることが必要です。業界の労務費の状況についての情報収集取引先との日ごろのコミュニケーションも心がける必要があります。いつ、公取が本気になっても対応できるようにしておく必要があります。

(2024年2月現在)

平野 高志 氏 プロフィール

1985年 弁護士登録
1985年-1988年 八木総合法律事務所(現牛島法律事務所)
1988年-1990年 米国シカゴMasuda, Funai, Eiffert & Michell法律事務所
1990年 ブレイクモア法律事務所入所
2000年-2006年 マイクロソフト日本法人(法務担当執行役等)、ブレイクモア法律事務所に復帰
社団法人コンピュータソフトウェア協会フェロー、財団法人ソフトウェア情報センター評議員、株式会社ファルテック監査役、リョービ株式会社監査役、ミルボン株式会社監査役、著作権法学会員、日本工業所有権法学会員、日本経済法学会員、情報処理推進機構 2020年モデル取引・契約書見直し検討部会 主査